

# 株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 3 月 1 日

株式会社ユーグレナ  
株式会社 LIGUNA

2021 年 3 月 1 日

東京都港区芝五丁目 29 番 11 号  
株式会社ユーグレナ  
代表取締役 出雲 充

東京都小金井市梶野町五丁目 8 番 26 号  
株式会社 LIGUNA  
代表取締役 南沢 典子

株式会社ユーグレナ(以下「ユーグレナ」といいます)及び株式会社 LIGUNA(以下「LIGUNA」といいます)は、2021 年 1 月 21 日付株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、ユーグレナを株式交換完全親会社、LIGUNA を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。

本株式交換に関する事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第 1 号)

2021 年 3 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

LIGUNA に対し、株式交換の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

LIGUNA は、総株主の同意を得て、会社法第 785 条 3 項の定める期間を短縮し同項により、2021 年 1 月 29 日付で、LIGUNA の株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるユーグレナの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行った LIGUNA の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
簡易株式交換につき、差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
簡易株式交換につき、株式の買い取り請求は認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりユーグレナに移転した LIGUNA の株式の数は、普通株式 6,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) ユーグレナは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したユーグレナの株主はありませんでした。

(2) LIGUNA は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 1 月 29 日の臨時株主総会の決議(会社法第 319 条の規定に基づき、株主総会の決議があったものとみなされました)によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ユーグレナは、本株式交換に際して、本株式交換によりユーグレナが LIGUNA の発行済

株式の全部を取得する時点の直前時の LIGUNA の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する LIGUNA の普通株式 1 株につきユーグレナの普通株式 343.6 株の割合をもって割当交付いたしました。これによりユーグレナが割当交付した普通株式の合計は 2,061,600 株です。

(4) 本株式交換により増加したユーグレナの資本金及び準備金は以下のとおりです。

1. 資本金の額 : 0 円
2. 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従い、ユーグレナが別途定める額
3. 利益準備金の額 : 0 円

以 上